

# 西日本区定款施行細則

## 第 1 条 総 則

- 第 1 項 西日本区定款(以下「定款」という)第23条第1項により西日本区定款施行細則(以下「細則」という)を以下のとおり定める。
- 第 2 項 西日本区は定款第4条第1項により、中部、びわこ部、京都部、阪和部、中西部、六甲部、瀬戸山陰部、西中国部および九州部を設ける。

## 第 2 条 会 員

- 第 1 項 定款第3条第2項Aに定めるYMCA会員の資格については、会員が所属するYMCAが定める会員の種類の別は問わない。
- 第 2 項 YMCAのない地域のクラブに入会する場合は、近隣YMCAの会員となることが望まれる。
- 第 3 項 定款第3条第3項に定める正当な理由とは下記の通りである。
  - 1. ワイズメンズクラブのない地域へ移住したとき
  - 2. 海外への長期転勤となったとき
  - 3. 療養が長期にわたるとき
  - 4. 上記に準ずる事情があるとき
- 第 4 項 広義会員・功労会員については、会合出席について自由となるほかは正会員と同じ権利、義務を有する。
- 第 5 項 会員が転会を希望する場合は、所属しているクラブ会長からの推薦書を添え、入会を希望するクラブの役員会の承認を経て、転会することができる。
- 第 6 項 転会および退会后一年以内に区内のクラブに再入会する場合は、区入会金を免除する。
- 第 7 項 死亡により退会となった正会員の配偶者が、1年以内に正会員として入会を希望する時は、区入会金を免除する。
- 第 8 項 定款第3条第5項の定めにかかわらず、職業を持たない者であってもクラブに入会意思のある者は入会することができる。

## 第 3 条 クラブ会則の改正

- 第 1 項 定款第3条第6項により定めたクラブ会則を国際協会加盟後において変更しようとするときは、理事の承認を経て改正することができる。

## 第 4 条 メ ネ ッ ト

- 第 1 項 クラブの女性会員はメネット会員とはならないが、メネット会の活動には自由に参加できる。
- 第 2 項 メネット会にはメネット会長を置くが、クラブの事情によりメネット会を設けられない場合は、国際・区・部などからのメネットへの情報伝達に備えるため連絡員を置く。

## 第 5 条 ユースクラブ

- 第 1 項 ユースクラブは、クラブまたは部の支援のもとに、ワイズメンズクラブとYMCA活動に賛同する15歳から30歳までの青少年男女で組織される。
- 第 2 項 ユースクラブは、区の定めに基づき、ユースクラブの活動に必要な資金その他の支援を受けることができる。
- 第 3 項 ユースクラブは、区の定めに基づき、区への活動報告を行う。また、ユースクラブ全体の代表者は、区大会と区役員会に列席することができる。

## 第 6 条 代 議 員 会

- 第 1 項 部選出代議員である部長、直前部長に欠員が生じた場合は、部評議会においてその代行者を決定し理事の任命により、部選出代議員となることができる。

## 第 7 条 半 年 報

- 第 1 項 定款第 5 条第 2 項に定める半年報は、区の現状を把握する基礎資料となり、区に納入される西日本区費（以下「区費」という）などの算出基準となる。
- 第 2 項 半年報は、前期 7 月 1 日、後期 1 月 1 日現在の会員状況について各クラブから部長に報告され、区書記がとりまとめる。
- 第 3 項 半年報提出期限は、前期は 7 月 10 日、後期は 1 月 10 日とする。

## 第 8 条 財 政

- 第 1 項 定款第 5 条第 1 項に定める区費には国際が定める国際会費およびアジア地域会費が含まれる。
- 第 2 項 日本円の換算レートや区費の金額は次年度の予算案に示され代議員会にて決定される。
- 第 3 項 区費などの区への納入金は、区が半年報に基づき算出する。区発行の請求書に記載されている区への納入金は、前期・後期の 2 回、各期ごとに、区が定める期間内に一括納入する。
- 第 4 項 区費は、会員一人当たり、前期・後期各 7,500 円とする。
- 第 5 項 連絡主事会員の区費は、前期・後期各 2,000 円とする。
- 第 6 項 特別メネットの区費は、前期・後期各 4,000 円とする。
- 第 7 項 新入会員は、入会金として 6,500 円を区に納入する。ただし、新しく認証されたクラブ設立時に於ける新入会員の入会金は 5,500 円とする。また、新入会員は、入会した半期の区費を免除されるとともに、区より「会員バッチ」と「入会キット」などの贈呈を受ける。ただし、第 2 条第 6 項および第 7 項に基づき入会金を免除された会員が「会員バッチ」、「入会キット」などを希望する場合は有償とする。
- 第 8 項 前期に退会の届があった場合、後期分である区費の納入はこれを要しない。
- 第 9 項 連絡主事会員の入会金は免除する。
- 第 10 項 定款第 3 条第 6 項により新たにクラブを結成し国際協会に加盟したクラブのスポンサークラブに、区より設立支援金として 10 万円を贈る。
- 第 11 項 西日本区大会支援金として会員一人あたり年額 500 円を区に納入する。

## 第 9 条 事 業

- 第 1 項 定款第 16 条第 4 項の定めにより置かれる事業は次の通りとする。
1. YMCA サービス・ユース事業  
YMCA service (YMCA への奉仕事業) ASF (アレキサンダー奨学資金) YIA (若者の参画・活動)
  2. 地域奉仕・環境事業  
CS (地域社会奉仕) TOF (タイム・オブ・ファスト=断食の時) FF (ファミリーファスト) 環境
  3. EMC 事業  
EMC (クラブ拡張・会員増強・維持啓発)
  4. ファンド事業  
BF (ブラザーフード資金) EF (エンダウメントファンド=信託資金) JWF (西日本ワイズ基金)
  5. 交流事業  
IBC (国際兄弟クラブ) DBC (国内兄弟クラブ) YEPP (ユース留学生交換事業) STEP (ユース短期交流事業)
  6. 広報事業  
PR (広報)
  7. メネット事業  
Menettes (ワイズメンの夫人と特別メネットによる事業)

## 第 10 条 事業委員会

第 1 項 定款第17条第1項の定めにより、前条の事業ごとに事業委員会を置く。

## 第 11 条 常置委員会

第 1 項 定款第17条第2項の定めにより次の常置委員会を置く。

1. 事務所運営委員会
2. JWF管理委員会
3. 奈良傳賞資格審査委員会
4. 文献保存委員会
5. ワイズリーダーシップ開発委員会
6. 情報委員会
7. 財務委員会
8. 区報編集委員会
9. 組織検討・安全対策委員会

第 2 項 前項の各委員会は、区が定める委員会規則により運営する。

## 第 12 条 特別委員会

第 1 項 定款第17条第3項の定めにより次の特別委員会を置く。

1. クリスマスチャニティー特別委員会

第 2 項 前項の委員会は、区が定める委員会規則により運営する。

## 第 13 条 専任委員

第 1 項 事務所に理事が選任する次の専任委員を置く。

1. ヒストリアン
2. トラベルコーディネーター (TC)
3. YMCA・ワイズ・ユース・リエゾン (YYL)
4. ワイズメンズワールド翻訳編集委員

第 2 項 前項の各専任委員は、区が定める服務規則等に沿ってその任にあたる。

## 第 14 条 委員への委嘱状

第 1 項 理事は、定款第17条第2項・第3項および細則第12条第1項の定めにより設けられる常置委員会・特別委員会の委員および専任委員に、任務や任期を指定した委嘱状を発行するものとする。

## 第 15 条 監事の監査

第 1 項 監事の監査については、行政監査は初年度監事、財政監査は2年度監事が主となり担当する。

## 第 16 条 区報発行の責任と回数

第 1 項 区報編集委員会の編集による区報は、理事を発行責任者として当該年度内に3回以上発行する。

## 第 17 条 役員・委員長の業務引継ぎ

第 1 項 区役員・常置委員会および特別委員会の委員長ならびに専任委員は、各事業年度にわたって職務記録や業務引継書を作成し、後任者との間において円滑な業務引継ぎを行う。

## 第 18 条 メーキャップと出席率の算定

第 1 項 例会に欠席した会員が、前月の例会の翌日から翌月の例会日の前日までの間に下記に掲げる各会合に出席したことをメーキャップカード等により会長に申告したときは、クラブ例会に出席したものとみなすことができる。

1. 自クラブの役員会またはクラブが年度計画により行う会合
2. 区内外のクラブの例会または特別例会
3. 区大会または理事の招集する会合

- 4. 部会または部長の招集する会合
  - 5. 国際大会、地域大会またはこれらに準ずる会合
  - 6. 例会と重なった場合のYMCAが実施する重要な行事や会合
- 第 2 項 メーキャップは原則として所定のメーキャップカードによるが、会長または会員が周知している場合は自己申告が可能である。
- 第 3 項 出席率は出席した会員数を広義会員および功労会員を除いた会員数で除し、小数点以下第 2 位を四捨五入した百分率で表す。

#### 第 19 条 クラブファンド事業の責任

- 第 1 項 クラブがクラブの活動資金を調達するために実施するファンド事業についての責任はすべてクラブにあるため、ファンド事業ごとの収支決算を明確にし、かつクラブ内外からの損害賠償にも対応策を考慮して実施するものとする。

#### 第 20 条 理事事務局

- 第 1 項 定款第 9 条第 8 項により設ける理事事務局（以下「事務局」という）は、理事の定める所に置く。
- 第 2 項 事務局は理事の指示により次の業務を遂行する。
- 1. クラブ会長、部長および事業主任などに対する諸情報の提供または諸報告書の提出依頼、連絡、集計業務
  - 2. 区役員会および代議員会などに必要な準備業務
  - 3. 東日本区および国際協会との連絡、報告業務
  - 4. 区事務所との連絡調整業務
  - 5. その他、理事が必要と認める業務
- 第 3 項 事務局は毎年、クラブ運営に関する事務手続きを整理し、区事務の円滑適正な運営、処理に資するものとする。

#### 第 21 条 事務所

- 第 1 項 定款第 1 条第 4 項により設置する事務所は、大阪市淀川区木川東 4-5-4 新上野ビル 3F に置く。
- 第 2 項 事務所長は理事が任命する。
- 第 3 項 事務所には職員を置く。
- 第 4 項 事務所は、東日本区および国際との連携業務ならびに文書の整理、保管業務に従事するほか、事務局と密接に連携し、もって区の円滑な事務運営に資するものとする。

1997年7月1日	施行	2004年11月14日	改正
2001年7月1日	改正	2005年11月28日	改正
		2003年6月14日	改正
2006年7月1日	改正	2006年7月1日	施行
2008年6月14日	改正	2008年7月1日	施行
2010年4月10日	改正	2010年4月10日	施行
2011年7月1日	改正	2011年7月1日	施行